

伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等の支援を提供することにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (2) 重度障害者 本市により重度訪問介護の支給決定を受け重度訪問介護を利用している者又はそれに準ずる者をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

(事業の委託)

第3条 市長は、本事業の一部を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定により重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者に委託することができる。

(事業内容)

第4条 この要綱による事業の内容は、重度障害者が大学等において修学するに当たり、大学等が当該重度障害者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内において必要となる身体介護等の支援のうち市長が必要と認めたものを当該重度障害者に対して提供するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学等からの帰宅途中における余暇活動その他の修学に関わらない活動（活動時間が40分未満であるものを除く。）への支援については、この要綱による支援の対象外とする。

(対象者)

第5条 この要綱による支援の対象者は、伊丹市内に1年以上住所を有する重度障害者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入学後に停学その他の処分を受けていない者であること。
- (2) 学修の意欲があり、病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除き、適切に単位を修得することが見込まれること。

(大学等の要件)

第6条 この要綱により支援を受ける対象者が修学する大学等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(利用の申請)

第7条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該情報に係る個人の同意を得て、公簿により当該事実を確認することができるときは、当該事実に係る書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し
- (3) 伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業利用計画書（様式第2号）
- (4) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類
- (5) 伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業承諾書（様式第3号）
- (6) 大学等から停学その他の処分を受けていないことを証する書類
- (7) 前年度の修得単位数を証する書類（入学後1年以上を経過している者に限る。）
- (8) 大学等が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規定並びに大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類
- (9) 課税証明書その他の対象者及びその属する世帯の他の世帯員に係る前年（申請が4月から6月までの場合にあつては、前々年）の所得の状況がわかる書類

(利用決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、この要綱による支援の必要の有無及び内容を決定し、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用決定（却下）通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定をする場合においては、支援の利用時間数について、自宅から大学等までの通学時間及び大学等の授業日程等から必要とされる時間を月単位で決定し、決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 本事業の利用期間は、利用決定を行った日から当該年度の末日又は大学等における必要な支援体制が十分に構築されたと市長が認める日のいずれか早い日までとする。

(支援の利用)

第9条 前条の規定により支援の利用を認める決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）が支援を受けようとするときは、第3条の規定により委託を受けた事業者（以下

「委託修学支援事業者」という。)に決定通知書を提示しなければならない。

- 2 利用決定者は、委託修学支援事業者から支援の提供を受けたときは、第14条に規定する利用者負担額を当該委託修学支援事業者に直接支払わなければならない。
- 3 委託就学支援事業者は、前項の規定により利用決定者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該利用決定者に対して、領収証を発行しなければならない。

(利用内容の変更)

第10条 利用決定者は、利用申請した内容(第3項の規定による届出に係る事項を除く。)に変更が生じたときは、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用決定事項変更申請(届出)書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査の上、申請事項を承認又は承認しないことを決定したときは、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用内容変更決定通知書(様式第6号)により、利用決定者に通知する。
- 3 利用決定者は、利用申請した内容のうち支給決定の内容に影響を及ぼさない軽微なものに変更があったときは、速やかに、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用決定事項変更申請(届出)書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡又は転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となるとき。
- (3) 大学等の卒業又は退学等により支援が不要となったとき。
- (4) 偽りその他の不正な申請により利用決定を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用取消通知書(様式第7号)により、利用決定者に通知する。

(利用終了の届出)

第12条 利用決定者は、支援を受ける必要がなくなったときは、速やかに伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学事業利用終了届(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(支援員)

第13条 この要綱による支援に従事する者(以下「支援員」という。)は、重度訪問介護に従事している者であって、当該利用決定者の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

- 2 支援員は、支援に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、利用決定者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 支援員は、定められた活動時間中は、その業務に専念しなければならない。

4 支援員は、活動時間中に物品のあっせん、販売その他この事業に支障を来す行為をしてはならない。

(利用者負担額)

第14条 本事業の利用者負担額は、次に掲げる利用者の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市町村民税課税世帯 別表に定める利用者負担基準額を基に算定した額(その額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する額を超えるときは、当該規定する額。また、派遣時間が年間500時間以内の者については、年間116,000円を上限とする。)

(2) 生活保護法に基づく生活扶助を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯 0円

2 前項各号に定める額の算定については、事業の利用者が18歳以上の場合にあつては利用者本人及びその配偶者を、18歳未満の場合にあつては利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者を、それぞれその世帯における世帯員とみなす。

(委託料の請求等)

第15条 委託修学支援事業者は、伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業請求書(次項において「請求書」という。)及び伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業利用実績記録票(次項において「実績記録票」という。)を、利用の実績があつた月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の実績記録票を審査し適正であると認めるときは、請求書に基づき委託料を支払うものとする。

3 委託料の額は、利用者ごとに別表に定める基本単価に基づき計算した額(但し、派遣時間が年間500時間以内の者については、年間1,160,000円を上限とする。)から当該利用者の前条第1項に規定する利用者負担額を控除した額とする。

(調査)

第16条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用決定者又は当該利用決定者の配偶者若しくは配偶者であつた者若しくは当該利用決定者の保護者若しくは保護者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

付 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

(伊丹市障害者移動支援(ガイドヘルプ)事業実施要綱の一部改正)

2 伊丹市障害者移動支援(ガイドヘルプ)事業実施要綱(平成30年4月制定)の一部を次のように改正する。

第3条中「受けている者」の右に「(重度訪問介護の決定を受けている者のうち伊丹市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施要綱(令和4年7月制定)に基づく利用決定を受けている者を除く。)」を加える。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

	利用時間	基本単価	利用者負担基準額
年間	500時間超	30分につき1,160円	30分につき116円
年間	500時間以内	30分につき1,985円	30分につき198円

備考

- 1 利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。
- 2 年間の派遣時間が500時間以内と計画していた利用決定者が、年度途中で500時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、500時間超の場合の基本単価及び利用者負担額を適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。